

## 定額自動送金規定

1. 株式会社滋賀銀行（以下「銀行」といいます。）は定額自動送金依頼書および定額自動送金変更依頼書（以下「依頼書」といいます。）記載のとおり、振込指定日（指定日が銀行休業日の場合は指定の営業日）に指定預金口座から振込金額を引落しのうえ、受取人あて振込みます。なお、引落とし処理は振込指定日の窓口営業時間内（平日午後3時）の残高で行います。この場合、指定預金口座からの払出しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず小切手の振出し、または預金通帳および普通預金払戻請求書の提出は不要とし、銀行所定の方法で処理いたします。
2. 振込手数料および口座振替取扱手数料（ともに消費税等を含みます。以下同じです。）は振込のつど振込金額と合算し、上記1. と同様の手続により指定預金口座から引落します。なお、振込手数料および口座振替取扱手数料は、金融情勢の変化等により変更することがあります。この場合、振込手数料および口座振替取扱手数料は変更後の新料金で引落します。
3. 本契約に基づく振込のつど、通知および振込金受取書等の発行はいたしません。
4. 振込の取りやめ、変更は、ただちに銀行に届出のうえ所定の手続きをしてください。
5. この契約は振込期間の終了月をもって自動的に終了したものとし、また指定預金口座を解約した場合も、この契約は自動的に解約されたものとします。
6. 振込指定日に指定預金口座の残高が、振込金額と振込手数料および口座振替取扱手数料の合計額に満たない時は、依頼人に通知することなく、その月の振込は取りやめます。
7. この契約は銀行が必要と認めたときは、依頼人に通知することなく解約できるものとします。
8. (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。  
(2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)